

公益社団法人日本技術士会 東北本部 岩手県支部  
会計等事務処理要領（案）

（総則）

第1条 この要領は、公益社団法人日本技術士会東北本部岩手県支部（以下、「支部」という。）規則（以下、「規則」という。）に基づく会計事務に関し、必要な事項を定める。

（会計事務の代行）

第2条 支部の会計は、一般社団法人岩手県土木技術センター指定担当職員（以下、「事務局」という。）が代行する。

（協賛金、臨時会費の納入）

第3条 協賛金、臨時会費の納入は、原則として支部が指定する口座に振込むものとする。振込み手数料は、支部において負担する。

口座名義 公益社団法人日本技術士会 東北本部 岩手県支部

2 振込用紙は、毎年度の年次大会の案内に同封して送付する。

（会費の返還）

第4条 帰納の協賛金、臨時会費の返還は行わない。

（会計事務及び通帳等の管理）

第5条 会計事務は、事務局が行う。

2 一般社団法人岩手県土木技術センターに対し、会計事務代行料として別途定めた金額を支払う。

3 通帳、帳簿の管理は事務局が行うものとし、通帳に使用する印鑑は総務委員長が管理する。

（活動費の支払）

第6条 委員会、研究会等が支部活動に伴う費用を支部に請求する場合は、別途定める様式に必要事項を記入し、活動主体の委員長あるいは研究会代表が領収書を添付して事務局に請求する。

2 事務局は請求があった場合には随時、総務委員長の決裁を経て支払いを行う。

附則

この要領は、平成25年8月〇〇日から施行する。